正

誤

刊②)中正誤

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改

正

誤

正する規則(平成三十年十二月二十八日福岡県公報第四千五十五号

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一

部改正

(市町村支援課)

選挙管理委員会

目

次

30

12

28

4055

増刊②

会規則 人事委員

13

19

 $\bigcirc$ 

3後ろから

当の

額)

第十二条の二十を次のように改める。

(交替制勤務に従事する職員等に係る通勤手

額)

(交替制勤務に従事する職員等に係る通勤手当等)

発行年月日

番公

号報

種 類

同番

上号

リジ

欄

上

下

行

備

考

正

第 成 十 年 月 + 八 日

ĮЦ T 六 + 号

刊 (1)

増

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三号

員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委

平成三十一年一月十八日

福岡県選挙管理委員会委員長

藤 井

克 已

病院 糟屋郡の表中

団法人西日本産業衛生会若杉病院

"

大字田中字牟田

七五

を

財

北九州若杉病院

大字田中二七五

に改める。

每週火金曜日 定期発行日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久 野 印 刷 株 式 会 社 (電話 092-262-5726)

誤